

平成30年 6 月

第 5 回尼崎市議会定例会議案

目 次

< 報告 >

- 報告第 1 号 専決処分について（尼崎市市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 2 号 専決処分について（尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 報告第 3 号 専決処分について（工事請負契約の変更（港橋耐震補強（その1）工事））

< 予算 >

- 議案第 63号 平成30年度尼崎市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第 64号 平成30年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）

< 条例 >

- 議案第 65号 尼崎市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 66号 尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 67号 尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 68号 尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 69号 尼崎市たばこ対策推進条例について
- 議案第 70号 尼崎市子どもの育ち支援条例の一部を改正する条例について
- 議案第 71号 尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例について
- 議案第 72号 尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について

- 議案第 73号 尼崎市役所支所設置条例を廃止する条例について
- 議案第 74号 尼崎市塚口北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について
- 議案第 75号 尼崎市モーターボート競走場施設改修工事請負等事業者選定委員会条例について
- <その他>
- 議案第 76号 工事請負契約について（旧聖トマス大学1号館解体撤去工事）
- 議案第 77号 旧慣による公有財産の使用権の廃止について
- 議案第 78号 市有地の売払いについて
- 議案第 79号 和解について（抹消登記手続承諾請求控訴事件）
- 議案第 80号 工事請負契約について（弥生ヶ丘斎場火葬炉設備増設工事）
- 議案第 81号 工事請負契約の変更について（大庄支所・地区会館複合施設新築工事）
- 議案第 82号 事業契約の変更について（市営武庫3住宅第1期建替事業）
- 議案第 83号 工事請負契約の変更について（港橋耐震補強（その1）工事）
- 議案第 84号 物件の買入れについて（救助工作車（Ⅱ型））

報 告

報告第 1 号

専決処分について

尼崎市市税条例の一部を改正する条例について、平成 30 年 3 月 31 日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

平成 30 年 6 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市税条例の一部を改正する条例

尼崎市市税条例（昭和 25 年尼崎市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

附則第 11 項の前の見出し中「平成 28 年度又は平成 29 年度」を「平成 31 年度又は平成 32 年度」に改め、同項中「平成 28 年度分又は平成 29 年度分」を「平成 31 年度分又は平成 32 年度分」に改め、附則第 12 項中「平成 28 年度分」を「平成 31 年度分」に、「平成 28 年度適用土地」を「平成 31 年度適用土地」に、「平成 29 年度分」を「平成 32 年度分」に改め、附則第 13 項中「平成 28 年度分又は平成 29 年度分」を「平成 31 年度分又は平成 32 年度分」に改め、附則第 14 項（見出しを含む。）及び附則第 16 項（見出しを含む。）中「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に改め、附則第 17 項中「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に改める。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

地方税法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）の施行に伴い、急施を要したので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をした。よって同条第 3 項の規定により、本案を提出する。

報告第 2 号

専決処分について

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、平成 30 年 3 月 29 日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

平成 30 年 6 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

尼崎市国民健康保険条例（昭和 34 年尼崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「法第 76 条第 1 項」の前に「法附則第 22 条の規定により読み替えて適用する」を加える。

第 10 条第 1 号ウ中「国民健康保険事業費納付金（）」の次に「法附則第 22 条の規定により読み替えて適用する」を、「後期高齢者支援金等」という。）」の次に「、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）」を加え、同号キ(ウ)中「後期高齢者支援金等」の次に「、病床転換支援金等」を加え、同条第 2 号イ中「法」の前に「法附則第 22 条の規定により読み替えて適用する」を加える。

第 15 条の 3 の 2 第 1 号中「後期高齢者支援金等」の次に「及び病床転換支援金等」を加え、同条第 2 号ア中「法」の前に「法附則第 22 条の規定により読み替えて適用する」を加える。

第 15 条の 4 第 2 号ア中「法」の前に「法附則第 22 条の規定により読み替えて適用する」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市国民健康保険条例第 9 条、第 10 条、第 15 条の 3 の 2 及び第 15 条の 4 の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度分までの保険料について

は、なお従前の例による。

(説 明)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成30年政令第55号）の施行に伴い、急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をした。よって同条第3項の規定により、本案を提出する。

報告第3号

専決処分について

港橋耐震補強（その1）工事請負契約の変更契約の締結について、平成30年3月30日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

平成30年6月5日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | |
|------------|---|
| 1 契約の目的 | 港橋耐震補強（その1）工事請負契約の変更のため |
| 2 契約の内容 | 工事場所 尼崎市中浜町地内
工事概要 橋脚耐震補強工事 |
| 3 変更後の契約金額 | 458,335,800円 |
| 4 契約の相手方 | 尼崎市崇徳院2丁目55番地
株式会社鍵田組
代表取締役 鍵 田 智 嗣 |

（説 明）

港橋耐震補強（その1）工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結することに伴い、国庫支出金の事故繰越の手続きに係る調整の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をした。よって同第3項の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
土 木	橋脚耐震補強工事 施工延長 47.0m、施工幅員 12.6m 耐震補強工（鋼管杭、橋脚のコンクリート巻立て補強） 落橋防止対策工（緩衝チェーン設置、縁端拡幅、水平分担構造設置）等 今回変更内容 工期延長に伴う仮設鋼材等の賃料の増額

II 変更前契約

- 1 契約の目的 港橋耐震補強（その1）工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市中浜町地内
工事概要 橋脚耐震補強工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 430,349,760円
- 5 契約の相手方 尼崎市崇徳院2丁目55番地
株式会社鍵田組
代表取締役 鍵 田 智 嗣

予 算

議案第63号

平成30年度尼崎市一般会計補正予算（第1号）

平成30年度尼崎市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,305,144千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207,905,144千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月5日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
45 県 支 出 金		12,408,059	10,930	12,418,989
	10 県 補 助 金	2,048,737	10,930	2,059,667
50 財 産 収 入		1,618,699	1,263,785	2,882,484
	10 財 産 売 払 収 入	1,139,548	1,263,785	2,403,333
65 繰 越 金		1	18,229	18,230
	05 繰 越 金	1	18,229	18,230
70 諸 収 入		6,508,753	12,200	6,520,953
	30 雑 入	4,827,467	12,200	4,839,667
歳 入 合 計		206,600,000	1,305,144	207,905,144

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総 務 費		14,931,039	1,275,985	16,207,024
	05 総 務 管 理 費	12,435,020	1,275,985	13,711,005
15 民 生 費		101,800,084	29,159	101,829,243
	10 児 童 福 祉 費	27,377,843	29,159	27,407,002
歳 出 合 計		206,600,000	1,305,144	207,905,144

一 般 会 計
予 算 説 明 書

(補 正 1 号)

議63-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	12,408,059	10,930	12,418,989			
10 項 県補助金	2,048,737	10,930	2,059,667			
15 目 民生費補助金	1,878,151	10,930	1,889,081	母子家庭等 医療費補助 金	10,930	○ (健康福祉局) 補助率 2/5 所得制限基準額の引上げなどに伴う補正 10,930

歳 入

50 財産収入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
50 款 財産収入	1,618,699	1,263,785	2,882,484			
10 項 財産売払収入	1,139,548	1,263,785	2,403,333			
05 目 不動産売払収入	1,132,952	1,263,785	2,396,737	不動産売払 収入	1,263,785	○ (資産統括局) 不動産売払収入の増額に伴う補正 1,263,785

議63-6

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	1	18,229	18,230			
05 項 繰越金	1	18,229	18,230			
05 目 繰越金	1	18,229	18,230	繰越金	18,229	○ (企画財政局) 補正財源として前年度繰越金を補正 18,229

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	6,508,753	12,200	6,520,953			
30 項 雑 入	4,827,467	12,200	4,839,667			
20 目 雑 入	4,827,464	12,200	4,839,664	コミュニティ 助成事業 収入	12,200	○ (市民協働局) コミュニティ助成事業の実施に伴う補正 12,200

歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民 生 費	101,800,084	29,159	101,829,243	特定財源 10,930 一般財源 18,229			
10 項 児 童 福 祉 費	27,377,843	29,159	27,407,002	特定財源 10,930 一般財源 18,229			
05 目 児 童 福 祉 総 務 費	15,478,647	29,159	15,507,806	県支出金 10,930 一般財源 18,229	13 委 託 料	1,219	○ 母子家庭等医療費助成事業費（健康福祉局） 所得制限基準額の引上げなどに伴う補正
					20 扶 助 費	27,940	

議案第64号

平成30年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算（
第1号）

（総則）

第1条 平成30年度尼崎市モーターボート競走事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条の収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 モーターボート競走事業費用	40,080,600千円	△1,651千円	40,078,949千円
第1項 営業費用	39,745,475千円	150千円	39,745,625千円
第2項 営業外費用	325,125千円	△1,801千円	323,324千円

（資本的支出）

第3条 予算第4条括弧書中「資本的支出額556,275千円の財源は、過年度分損益勘定留保資金516,213千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,062千円で補てんするものとする。」を「資本的支出額1,071,275千円の財源は、過年度分損益勘定留保資金936,044千円、当年度分損益勘定留保資金57,021千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額78,210千円で補てんするものとする。」に改め、同条資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 モーターボート競走事業資本的支出	556,275千円	515,000千円	1,071,275千円
第1項 建設改良費	555,275千円	515,000千円	1,070,275千円

（債務負担行為）

第4条 予算第7条を第8条とし、第5条及び第6条を1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、

次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
モーターボート競走場 施設改修事業	平成31年度から 平成33年度まで	3,091,000千円

平成30年6月5日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

平成30年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1	モーターボート競走事業費用		40,080,600	△ 1,651	40,078,949		
	1	営業費用	39,745,475	150	39,745,625		
		2	競艇場管理費	873,150	150	873,300	選定委員会設置に伴う報酬の補正 委員報酬 150
	2	営業外用費	325,125	△ 1,801	323,324		
		3	消費税及び地方消費税	5,064	△ 1,801	3,263	消費税及び地方消費税納税額の補正

資本的支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1	モーターボート競走事業資本的支出		556,275	515,000	1,071,275		
	1	建設改良費	555,275	515,000	1,070,275		
		1	営業設備費	555,275	515,000	1,070,275	施設改修事業費の補正

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内
		期 間	金 額	期 間	金 額	自 己 財 源
モーターボート競走場 施 設 改 修 事 業	千円 3,091,000	—	—	平成31年度 から 平成33年度 まで	千円 3,091,000	千円 3,091,000

条 例

議案第 65 号

尼崎市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
尼崎市総合計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 6 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市総合計画審議会条例の一部を改正する条例
尼崎市総合計画審議会条例（昭和 52 年尼崎市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（この条例の趣旨）

第 1 条 この条例は、尼崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

第 8 条を第 10 条とする。

第 7 条中「委員」の次に「（臨時委員を含む。）」を加え、同条を第 9 条とする。

第 6 条第 4 項を削り、同条第 3 項中「当該」を「その」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会に臨時委員を置くことができる。

第 6 条に次の 1 項を加える。

5 第 3 条第 4 項及び第 5 項の規定は臨時委員について、第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに前 2 条の規定は部会について、それぞれ準用する。この場合において、第 3 条第 4 項中「会長」とあるのは「会長及び部会長」と、同条第 5 項中「第 3 項」とあるのは「第 8 条第 3 項」と、第 5 条第 3 項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめその部会に属する委員のうちから」と、前条第 1 項中「委員（特別委員）」とあるのは「部会に属する委員（特別委員及び臨時委員）」と、同条第 2 項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。
第 6 条を第 8 条とする。

第5条第1項中「委員」の次に「（特別委員を含む。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「出席委員の過半数で」を「出席した委員の過半数でこれを」に改め、同条を第7条とし、第4条を第6条とする。

第3条の見出しを「（会長）」に改め、同条第3項中「、又は」を「又は」に、「会長の」を「会長が」に改め、同条を第5条とする。

第2条第2項中「総合計画について知識経験を有する者及び市議会議員」を「学識経験者、市議会議員その他市長が適当と認める者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

第2条に次の2項を加える。

4 特別委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が会長の意見を聴いて委嘱する。

5 特別委員は、第3項の特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

第2条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（設置）

第2条 次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、審議会を置く。

(1) 市の総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関する事項

(2) 総合計画の推進に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に関する重要な事項で市長が必要と認めるもの

付則第2項中「第4条」を「第6条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

総合計画の更なる推進に向け審議会の常設化等を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第66号

尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年6月5日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(尼崎市市税条例の一部改正)

第1条 尼崎市市税条例(昭和25年尼崎市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項第2号中「前年」の次に「(当該年度の初日の属する年の前年をいう。次項、次款(第27条の3第2項を除く。)、第4款及び附則(第32項を除く。))において同じ。)」を加え、「同項第13号」を「法第292条第1項第13号」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「第292条第1項第8号」を「第292条第1項第7号」に改める。

第25条第2項を次のように改める。

2 所得割の納税義務者が、前年中に次の各号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、法第314条の7第1項及び第2項(法附則第5条の6第2項及び附則第5条の7第2項の規定によりこれらの規定を読み替えて適用する場合を含む。)に規定するところにより算定した控除額をその者の第22条第2項及び第3項並び

に前項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- (1) 法第314条の7第1項第1号又は第2号に掲げる寄附金
- (2) 所得税法第78条第2項第2号又は第3号に掲げる寄附金（学校の入学に関して支出するものを除く。）（当該寄附金が租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3第1項第1号イ、ハ又はニに掲げる法人に対する寄附金である場合にあっては、同号に掲げる寄附金に該当するものに限る。）のうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア 市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの
 - イ 市外に主たる事務所を有する私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項の規定により設立された法人又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人で市内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置するものに対するもの
- (3) 租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（市内に主たる事務所を有する認定特定非営利活動法人等（同条第1項に規定する認定特定非営利活動法人等をいう。））に対して支出するものに限る。）

第26条第1項中「の者は」を「に掲げる者は」に改め、同項ただし書中「よって」を「より」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、同条第2項中「よって」を「より」に、「1月1日」を「同月1日」に改め、同条第3項中「よって」を「より」に、「においては」を「には」に改め、同条第4項中「よって」を「より」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第5項及び第6項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第33条の2第1項中「当該年度の初日の属する年の」を削る。

第33条の6の2第1項中「当該年度の初日の属する年の」を削り、「第48条の9の12第3項各号」を「第48条の9の13第3項各号」に、「においては」を「には」に改める。

第33条の6の5第1項中「当該年度の初日の属する年の」を削る。

第33条の7第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第3項第1号から第3号までの規定中「よって」を「より」に改め、同項第4号中「いう」の次に「。以下この款において同じ」を加え、「。以下第33条の8第14項を除き、この款において同じ」を削る。

第33条の8第1項中「においては」を「には」に、「よって」を「より」に改め、同条第4項中「においては」を「には」に改め、同条第6項中「第33条の7第3項第4号に掲げる」を削り、「同号」を「第33条の7第3項第4号」に改め、同条第9項中「においては」を「には」に改め、同条第10項中「第53条第24項」を「第53条第26項」に改め、同条第14項中「にあつては」を「には」に改める。

第33条の13第2項中「第327条第2項」を「第327条第4項」に改める。

第49条中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「若しくは第3項から第5項」を「から第3項」に改め、「（区分所有に係る住宅」の次に「（区分所有に係る家屋である住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

第50条中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「若しくは第3項から第5項」を「から第3項」に改める。

第70条第1項中「、製造たばこ」の次に「（法第464条第1項第1号に規定する製造たばこをいう。以下同じ。）（法第466条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この節において同じ。）」を加える。

第71条第3項中「前項」を「前2項に規定するもののほか、これら」に改め、「重量」の次に「又は金額」を、「計算」の次に「その他これらの規定の適用について」を加え、同項を同条第5項とし、同

条第2項中「前項の製造たばこ」を「第1項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「次の表」を「次表」に改め、「同欄」の次に「に掲げる製造たばこ」を加え、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具（法第466条の2に規定する特定加熱式たばこ喫煙用具をいう。）を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の省令で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、当該ア又はイに定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額として令で定めるところにより計算した金額をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59

年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第71条第1項の次に次の1項を加える。

2 製造たばこの区分は、次のとおりとし、製造たばこ代用品(たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。以下同じ。)に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻きたばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第72条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

附則第10項第1号中「3分の1」を「2分の1」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「3分の2」を「4分の3」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同項第9号中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」に改め、同号の前に次の1号を加える。

(8) 法附則第15条第29項第1号 3分の2

附則第10項第17号中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同号を同項第21号とし、同項中第16号を第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

(20) 法附則第15条第47項 0

附則第10項中第15号を第18号とし、第14号を第17号とし、第13号を第16号とし、同項第12号中「附則第15条第32項第

2号」を「附則第15条第32項第3号」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第11号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 法附則第15条第32項第2号 4分の3

附則第10項第10号中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同号を同項第12号とし、同項第9号の次に次の2号を加える。

(10) 法附則第15条第29項第3号 2分の1

(11) 法附則第15条第30項第1号 3分の2

附則第15項を次のように改める。

(通常市街化区域農地に対して課する平成31年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

15 平成31年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する通常市街化区域農地（法附則第19条の2第1項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格については、当該通常市街化区域農地とその状況が類似する宅地の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格により定められるべきものとする。

附則第25項中「附則第5条の6第2項」の次に「及び附則第5条の7第2項」を加え、「適用される」を「適用する」に改め、附則第54項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、附則第57項第5号中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に改め、附則第59項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項各号」を「附則第12条第21項各号」に改め、同項第7号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、附則第62項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第6号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、附則第65項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第6号中「附則第12条第38

項」を「附則第12条第29項」に改め、附則第68項を附則第70項とし、附則第67項の次に次の2項を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

68 法附則第15条の11第1項に規定する改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該改修実演芸術公演施設に係る改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に掲げる劇場若しくは演芸場又は同条第4号に掲げる集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (5) 当該改修工事が完了した年月日

69 前項の規定にかかわらず、法附則第15条の11第1項の規定の適用を受けようとする者は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書を提出しようとする場合は、同項各号に掲げる事項のほか、当該期間内に申告書を提出することができなかつた理由を当該申告書に記載しなければならない。

第2条 尼崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「第27条の2第4項及び第33条の3第7項を除き、以下」を「第3項において」に改める。

第17条第1項中「の者」を「に掲げる者」に、「よって」を「より」に改め、同条第5項中「この節」の次に「（第33条の8第19項から第21項までを除く。）」を加える。

第29条第1項中「よって」を「より」に、「1月1日現在本市」を「同月1日現在本市の区域内」に改め、同条第2項中「よって」を「より」に、「においては、4月15日」を「には、同月15日」に改め、同条第3項中「定める」を「規定する」に、「よって」を「より」に、「においては」を「には」に、「本市」を「本市の区域内」に改め、同条第4項中「よって」を「より」に、「1月1日現在本市」を「同月1日現在本市の区域内」に改め、同条第5項中「よって」を「より」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織（法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用し、かつ、地方税共同機構（以下「機構」という。）を經由して行う方法

第29条第6項中「よって」を「より」に、「次」を「老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項に規定する老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者にあつては次の各号に掲げる方法のいずれかにより、それ以外の公的年金等の支払をする者にあつては第1号又は第2号」に、「同項」を「第4項」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法

第29条第6項に次の1号を加える。

- (3) 第1号に掲げるもののほか、機構を經由して行う方法として省令で定める方法

第29条第7項中「よって」を「より」に改め、同条に次の1項を加える。

9 第5項（第1号に係る部分に限る。）又は第6項（第1号に係る部分に限る。）の規定により行われた記載事項の提供は、地方税関

係手続用電子情報処理組織に係る電子計算機で機構の使用に係るもの（以下「機構電子計算機」という。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

第33条の3第1項中「及び第8項」を「から第9項まで」に改め、同条第5項中「よって従前」を「より従前」に改め、同条第7項中「電子情報処理組織（情報通信技術利用法第4条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として省令で定める」を「省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う」に改め、同条第8項中「よる通知事項の提供が行われたとき」を「より行われた通知事項の提供について」に改め、同条に次の1項を加える。

9 第7項の規定により行われた通知事項の提供は、機構電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた上で、市長が省令で定める方法により通知した当該記録に関する事項が同項に規定する特別徴収義務者に到達した時に当該特別徴収義務者に到達したものとみなす。

第33条の5第2項中「及び第8項」を「から第9項まで」に改め、「第33条の5第3項」との次に「、同条第9項中「第7項」とあるのは「第33条の5第2項において読み替えて準用する第7項」と、「通知事項」とあるのは「給与所得に係る特別徴収税額を変更した旨」と」を加える。

第33条の6の2第1項中「（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）」を削る。

第33条の8に次の3項を加える。

19 法第321条の8第43項に規定する特定法人である内国法人（法第292条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。）は、第1項、第2項、第4項又は第6項から第9項までの規定により、これらの規定による申告書（以下この項及び次項において「納税申告書」という。）により行うこととされている法人の市民税の申告については、第1項、第2項、第4項又は第6項から第9項までの

規定にかかわらず、省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類記載事項（法第321条の8第42項に規定する添付書類記載事項をいう。次項において同じ。）を、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法その他省令で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

20 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類（法第321条の8第42項に規定する添付書類をいう。）を添付して行われたものとみなして、この条例又はこの条例に基づく規則の規定を適用する。

21 第19項の規定により行われた同項の申告は、機構電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

第71条第4項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10項第18号中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同項第19号中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同項第20号中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 尼崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「得た金額」の次に「に100,000円を加算した金額」を加える。

第21条中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が25,000,000円以下である」を加える。

第25条第1項中「所得割の納税義務者」の前に「前年の合計所得金額が25,000,000円以下である」を加える。

第71条第4項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改める。

第72条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 尼崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第71条第4項中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改める。

第72条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 尼崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第71条第4項各号列記以外の部分を次のように改める。

加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

第71条第4項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

(尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成27年尼崎市条例第37号。以下「平成27年改正条例」という。)の一部を次のように改正する。

付則第6項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、付則第10項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中尼崎市市税条例第70条第1項、第71条(第1項を除く。)及び第72条の改正規定、第6条並びに付則第10項から第12項までの規定 平成30年10月1日

(2) 第1条中尼崎市市税条例第18条第2項の改正規定及び同条例第26条第1項ただし書の改正規定(「よって」を「より」に改める部分を除く。)並びに付則第3項の規定 平成31年1月1日

(3) 第2条(次号及び第5号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平

成 3 1 年 4 月 1 日

- (4) 第 2 条中尼崎市市税条例第 7 1 条第 4 項の改正規定及び付則第 1 3 項の規定 平成 3 1 年 1 0 月 1 日
- (5) 第 2 条中尼崎市市税条例第 1 7 条第 5 項の改正規定及び同条例第 3 3 条の 8 に 3 項を加える改正規定並びに付則第 5 項の規定 平成 3 2 年 4 月 1 日
- (6) 第 3 条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第 1 4 項から第 1 6 項までの規定 平成 3 2 年 1 0 月 1 日
- (7) 第 3 条中尼崎市市税条例第 1 8 条第 2 項、第 2 1 条及び第 2 5 条第 1 項の改正規定並びに付則第 4 項の規定 平成 3 3 年 1 月 1 日
- (8) 第 4 条及び付則第 1 7 項から第 1 9 項までの規定 平成 3 3 年 1 0 月 1 日
- (9) 第 5 条及び付則第 2 0 項の規定 平成 3 4 年 1 0 月 1 日
- (10) 第 1 条中尼崎市市税条例附則第 1 0 項第 1 7 号を同項第 2 1 号とし、同項中第 1 6 号を第 1 9 号とし、同号の次に 1 号を加える改正規定（同項第 2 0 号に係る部分に限る。） 生産性向上特別措置法（平成 3 0 年法律第 2 5 号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の尼崎市市税条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 5 条第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成 3 0 年 1 月 1 日以後に支出する同項各号に掲げる寄附金について適用する。
- 3 改正後の条例第 2 6 条第 1 項ただし書の規定は、平成 3 1 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 3 0 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 第 3 条の規定による改正後の尼崎市市税条例第 1 8 条第 2 項、第 2 1 条及び第 2 5 条第 1 項の規定は、平成 3 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 3 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 第 2 条の規定による改正後の尼崎市市税条例第 1 7 条第 5 項及び第

33条の8第19項から第21項までの規定は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 6 改正後の条例附則第10項第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）（以下「改正後の法」という。）附則第15条第2項第1号に掲げる施設又は設備に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された同号に掲げる施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 第1条の規定による改正前の尼崎市市税条例附則第10項第3号の規定は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された平成30年改正法第1条の規定による改正前の地方税法（以下「改正前の法」という。）附則第15条第2項第3号に掲げる施設又は設備に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。
- 8 改正後の条例附則第10項第4号の規定は、施行日以後に取得された改正後の法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された同項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 9 改正後の条例附則第10項第13号から第15号までの規定は、施行日以後に取得された改正後の法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された同項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税につ

いては、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

10 平成30年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

11 平成30年10月1日前に尼崎市市税条例第71条第1項に規定する売渡し等(地方税法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下「対象売渡し等」という。)が行われた改正前の法第464条第1号に規定する製造たばこ(平成27年改正条例付則第5項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(地方税法第465条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者(改正後の法第464条第1項第4号に規定する小売販売業者をいう。以下同じ。)がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税が課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合は本市内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所において、これらの者が小売販売業者である場合は本市内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に本市内に営業所が所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

12 前項の規定の適用がある場合における必要な事項については、平成30年改正法附則第23条第3項から第7項までに定めるところによる。

13 平成31年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たば

こ税については、なお従前の例による。

14 平成32年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

15 平成32年10月1日前に対象売渡し等が行われた改正後の法第464条第1項第1号に規定する製造たばこ（以下「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税が課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合は本市内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所において、これらの者が小売販売業者である場合は本市内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に本市内に営業所が所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

16 前項の規定の適用がある場合における必要な事項については、平成30年改正法附則第25条第3項から第7項までに定めるところによる。

17 平成33年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

18 平成33年10月1日前に対象売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税が課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合

は本市内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所において、これらの者が小売販売業者である場合は本市内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に本市内に営業所が所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

19 前項の規定の適用がある場合における必要な事項については、平成30年改正法附則第26条第3項から第7項までに定めるところによる。

20 平成34年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(説明)

地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 67 号

尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 6 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例（平成 28 年尼崎市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「尼崎市立尼崎養護学校」を「尼崎市立あまよう特別支援学校」に、「西宮市田近野町 10 番 45 号」を「尼崎市東難波町 2 丁目 14 番 40 号」に改める。

付 則

この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

（説 明）

尼崎市立尼崎養護学校の名称変更及び校地移転に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第68号

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
について

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年6月5日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
尼崎市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年尼崎市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号アを次のように改める。

ア 規則で定めるところにより算定した療養の給付等が行われた月の属する年の前年の所得の額が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条第1項の規定により児童扶養手当の支給が制限される場合における同項に規定する受給資格者の所得の額の最低金額として規則で定める額未満である者

付 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第5号の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（説 明）

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が制定されることに伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第69号

尼崎市たばこ対策推進条例について

尼崎市たばこ対策推進条例を次のように制定する。

平成30年6月5日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市たばこ対策推進条例

たばこは、広く親しまれてきた嗜好品であるとされていますが、喫煙とがん、循環器疾患、呼吸器疾患等の発症との因果関係が科学的に明らかにされるなど、数多くの喫煙による健康への影響が指摘されています。また、受動喫煙が、未成年者や妊婦をはじめとする喫煙者以外の者の健康に影響を及ぼすことも懸念されています。

さらに、たばこについては、健康への影響以外にも、路上喫煙や歩きたばこにより他人にやけどなどの被害を及ぼし、また、たばこの吸い殻の散乱がまちの美観を損ねるなどの社会的な問題も引き起こしています。

このような状況の中で、市においては、禁煙の支援や受動喫煙の防止に関する啓発とともに、歩きたばこの抑制やたばこの吸い殻の散乱防止を目的とした取組を進めてきましたが、いまだたばこが人や社会に及ぼす影響に対する理解が十分に深まっているとはいえないため、これらのたばこ対策をより一層推進していく必要があります。

ここに、私たちは、たばこに関する様々な課題の解決に向けて、自治のまちづくりの基本理念に基づき、市、市民、事業者等が、相互に協力してたばこ対策に取り組み、その推進を図ることにより、健康的にかつ安全で快適に暮らし、過ごすことができる地域社会の実現を目指して、この条例を制定します。

(この条例の目的)

第1条 この条例は、本市におけるたばこ対策に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、たばこ対策に関する基本的な事項を定めることにより、たばこ対策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等が健康的にかつ安全で快適に暮らし、又は過ごすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (2) 市民等 市民（本市の区域内に住所若しくは勤務場所を有し、又は本市の区域内に在する学校等に通学する者をいう。以下同じ。）、本市の区域内に滞在する者及び本市の区域内を通行する者をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することによりその煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。
- (5) 道路等 道路、公園、広場、河川、海岸その他の不特定又は多数の者が立ち入ることができる場所（次のいずれかに該当する場所を除く。）をいう。
ア 屋内又はこれに準ずる環境にある場所
イ 権限を有する者が喫煙をする者（以下「喫煙者」という。）のために設置し、又はその設置を許可した灰皿その他これに類する設備の付近に係る場所として市長が別に定める場所
- (6) 路上喫煙 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両（以下「車両」という。）内において市長が別に定める措置を講じた上で喫煙をする場合を除き、道路等において喫煙をすることをいう。
- (7) 歩きたばこ 市長が別に定める場合を除き、歩行しながら路上喫煙をし、又は車両に乗車して移動しながら路上喫煙をすることをいう。
- (8) 受動喫煙 他人の喫煙その他の行為により、たばこから発生した煙にさらされることをいう。

(市の責務)

第3条 市は、たばこ対策に関する施策（以下「たばこ施策」という。）を策定し、及び実施するものとする。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、たばこ対策に関する理解と関心を深めるとともに、市が実施するたばこ施策に協力するよう努めなければならない。

2 喫煙者及び喫煙者以外の者は、お互いに快適に暮らし、又は過ごすことができるよう配慮しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、たばこ対策に関する理解と関心を深めるとともに、市が実施するたばこ施策に協力するよう努めなければならない。

（協働によるたばこ対策の推進）

第6条 市、市民等及び事業者は、相互に連携を図りながら、協力してたばこ対策を推進するものとする。

（たばこ対策に関する啓発）

第7条 市長は、市民等が健康的に暮らし、又は過ごすことができるまちをつくるため、喫煙その他たばこが市民等の健康に及ぼす影響に関する啓発を行うものとする。

2 市長は、市民等が安全で快適に暮らし、又は過ごすことができるまちをつくるため、歩きたばこ及びたばこの吸い殻（以下「吸い殻」という。）の不始末が市民等の身体又は財産に被害を及ぼす危険性に関する啓発を行うものとする。

3 事業者は、その従業員その他の構成員に対し、喫煙その他たばこが市民等の健康に及ぼす影響及び市民等の身体又は財産に被害を及ぼす危険性に関する啓発を行うよう努めなければならない。

（禁煙の支援）

第8条 市長は、喫煙者でその喫煙の習慣を断とうとするものに対して、その支援を行うものとする。

（受動喫煙の防止）

第9条 市長は、健康増進法（平成14年法律第103号）の趣旨を踏まえ、市民等及び事業者による自主的な受動喫煙の防止に関する取組

を促進するため、受動喫煙に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(未成年者の喫煙の防止)

第10条 市民等及び事業者は、未成年者に身近な成年者の喫煙が当該未成年者の喫煙を誘発するおそれがある事を理解するとともに、未成年者の喫煙の防止に努めなければならない。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第11条 市長は、本市の区域のうち路上喫煙による市民等の健康、身体又は財産への被害を特に防止する必要があると認める区域を、路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を指定するときは、その旨、その区域その他市長が必要と認める事項を告示するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定による路上喫煙禁止区域の変更又はその指定の解除について準用する。この場合において、第2項中「前項」とあるのは「次項」と、「その区域」とあるのは「変更前及び変更後の区域又は指定が解除された区域」と読み替えるものとする。

(路上喫煙禁止区域内における路上喫煙の禁止)

第12条 何人も、路上喫煙禁止区域内においては、路上喫煙をしてはならない。

(歩きたばこの禁止)

第13条 何人も、本市の区域内においては、歩きたばこをしてはならない。

(違反者に対する指導等)

第14条 市長は、前2条の規定に違反している者に対し、喫煙の中止その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 市民等及び事業者は、前2条の規定に違反しているおそれがある者に対し、喫煙の中止その他必要な措置を講ずべきことを助言することができる。

(吸い殻の散乱防止)

第15条 吸い殻の散乱防止については、尼崎市空き缶等の散乱防止に関する条例(平成8年尼崎市条例第4号)の定めるところによる。

2 市民等で路上喫煙をする者は、携帯用の灰皿その他の吸い殻を収納するための容器を携行し、これを使用するよう努めなければならない。

(意見の聴取)

第16条 市長は、たばこ対策を推進するために必要があると認めるときは、学識経験者、市民、事業者その他市長が適当と認める者の意見を聴くことができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条から第14条までの規定は、平成30年10月1日から施行する。

(説 明)

本市におけるたばこ対策を推進するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第70号

尼崎市子どもの育ち支援条例の一部を改正する条例について
尼崎市子どもの育ち支援条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年6月5日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市子どもの育ち支援条例の一部を改正する条例

尼崎市子どもの育ち支援条例（平成21年尼崎市条例第41号）の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第18条」に、「第18条―第20条」を「第19条―第21条」に改める。

第2条第8号中「状態若しくは」を「状態、」に改め、「行っている状態」の次に「若しくは発達支援（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第4項に規定する発達支援をいう。）が必要な状態」を加える。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第5章中第17条の次に次の1条を加える。

（要支援の子ども等に関する情報の活用）

第18条 市長及び尼崎市教育委員会は、第14条第1項本文の規定による支援その他の要支援の子どもに対する支援を適切に実施するため必要があると認めるときは、当該支援の実施に必要な限度において、法令の規定に従い、その保有する要支援の子ども又はその保護者（以下「要支援の子ども等」という。）の属する世帯の構成その他の要支援の子ども等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は相互に提供することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

要支援の子ども等に係る相談及び支援の適切な実施のため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 7 1 号

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例について

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 6 月 5 日 提出

尼崎市 長 稲 村 和 美

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、尼崎市立生涯学習プラザ（以下「プラザ」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民が、生涯にわたって、教養の向上等を図ることができるとともに、相互に協力して学びを活かした活動をすることができるよう、教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）第 1 2 条第 1 項の規定により奨励されるべき社会において行われる教育その他の生涯学習の拠点及び自治のまちづくりを支える拠点となる施設としてプラザを設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 プラザの名称及び位置は、次表のとおりとする。

名 称	位 置
尼崎市立中央北生涯学習プラザ	尼崎市東難波町 2 丁目 1 4 番 1 号
尼崎市立中央南生涯学習プラザ	尼崎市西御園町 9 3 番地の 2
尼崎市立小田北生涯学習プラザ	尼崎市潮江 1 丁目 1 1 番 1 - 1 0 1 号
尼崎市立小田南生涯学習プラザ	尼崎市長洲本通 1 丁目 1 5 番 3 8 号
尼崎市立大庄北生涯学習プラザ	尼崎市大島 3 丁目 9 番 2 5 号
尼崎市立大庄南生涯学習プラザ	尼崎市大庄西町 3 丁目 6 番 1 4 号

尼崎市立立花北生涯学習プラザ	尼崎市塚口町3丁目39番地の7
尼崎市立立花南生涯学習プラザ	尼崎市大西町1丁目14番5号
尼崎市立武庫東生涯学習プラザ	尼崎市武庫之荘8丁目1番1号
尼崎市立武庫西生涯学習プラザ	尼崎市武庫の里1丁目13番29号
尼崎市立園田東生涯学習プラザ	尼崎市東園田町4丁目12番地の4
尼崎市立園田西生涯学習プラザ	尼崎市食満2丁目1番1号

(事業)

第4条 プラザは、第2条に規定する設置の目的（以下「設置目的」という。）を達成するため、実際生活に即する教育、学術又は文化に関する事業として次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 各種講座の開設及び講演会、展示会等の開催に関する事
- (2) 学びに関する情報の収集及び提供に関する事
- (3) 学びを活かした活動の促進及び当該活動を行う団体の育成に関する事
- (4) その他市長が必要と認める事業

2 前項に規定するもののほか、プラザは、設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 集会又はレクリエーションの場の提供に関する事
- (2) 市民相互の交流の促進に関する事
- (3) その他市長が必要と認める事業

3 第1項各号に掲げる事業については、教育基本法の精神に基づき実施されるものとする。

(利用時間等)

第5条 プラザの利用時間及び休館日は、規則で定める。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時にプラザの全部若しくは一部の供用を停止することができる。

(利用の許可等)

第6条 プラザを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

(1) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。

(2) プラザの施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。

(3) 第4条第1項各号又は第2項各号に掲げる事業の実施に支障があるとき。

(4) その他プラザの管理上支障があるとき。

(使用料)

第7条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 市長は、利用者が設置目的に適合した活動を行うためにプラザを利用するときその他規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(禁止行為)

第8条 プラザにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 利用許可を受けた利用人数を超えて利用すること。

(2) プラザの施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為

(3) その他規則で定める行為

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、利用許可を取り消し、又は利用許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

(2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。

(3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。

(4) その他市長がプラザの管理上支障があると認めるとき。

2 本市は、前項の規定による利用許可の取消し又は利用許可の条件の変更を受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(原状回復義務等)

第10条 自己の責めに帰すべき事由によりプラザの施設又は附属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(プラザの管理)

第11条 プラザの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第12条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(指定管理者の選定)

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、プラザの管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けべきものとして選定するものとする。

(1) 市民の平等な利用が確保されること。

(2) プラザの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) プラザの管理を安定して行う能力を有していること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第14条 市長は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条第1項各号及び第2項各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 利用許可、その取消しその他プラザの利用に関すること。
- (3) プラザの利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (4) プラザの施設及び付属設備の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、プラザの管理を行わなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、プラザの管理について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

- (1) 第12条から第14条まで及び付則第3項から第5項までの規定
公布の日
- (2) 付則第6項の規定 規則で定める日

(尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例及び尼崎市立公民館の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例（昭和49年尼崎

市条例第30号。以下「地区会館条例」という。)

(2) 尼崎市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成25年尼崎市条例第24号）

（指定管理者の選定の特例等）

3 第12条及び第13条の規定にかかわらず、市長は、当分の間、尼崎市立中央南生涯学習プラザの管理について、この条例の公布の際現に地区会館条例第10条の規定により指定管理者として尼崎市立中央地区会館の管理を行っている者を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定することができる。

4 市長は、前項の規定により選定する場合は、指定管理者の指定を受けようとする者に指定管理者指定申請書及び事業計画書その他規則で定める書類を提出させるものとする。

5 市長が付則第3項の規定により選定した者を指定管理者に指定した場合においては、第14条中「前条」とあるのは「付則第3項」として、同条の規定を適用する。

（準備行為）

6 利用許可の手續並びにプラザの利用に係る使用料の徴収及び還付の手續は、この条例の施行前においても、この条例及びこの条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

別表

区 分		使 用 料			
		午前 9 時から 午後 0 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	
尼崎市立中央北生涯学習プラザ	大ホール	15,900円	21,200円	31,800円	
	小ホール	7,900円	9,100円	13,600円	
	学習室	900円	1,200円	1,800円	
	和室	900円	1,200円	1,800円	
	実習室	1,800円	2,500円	3,700円	
	音楽室	3,100円	4,200円	6,300円	
尼崎市立中央南生涯学習プラザ	ホール	9,000円	11,900円	18,000円	
	教室	800円	1,100円	1,600円	
	大会議室	全面使用	2,500円	3,400円	5,000円
		3分の1 面使用	900円	1,200円	1,700円
	小会議室	1,200円	1,600円	2,400円	
	大広間	全面使用	4,100円	5,400円	8,200円
		2分の1 面使用	2,100円	2,700円	4,100円
	茶室	1,000円	1,200円	1,900円	
料理教室	1,200円	1,600円	2,400円		
尼崎市立小田北生涯学習プラザ	ホール	3,180円	4,320円	5,460円	
	学習室	660円	1,140円	1,500円	
	和室	660円	1,140円	1,500円	
	実習室	1,200円	1,740円	2,580円	
尼崎市立小田南生涯学習プラザ	ホール	8,300円	10,900円	16,600円	
	教室	800円	1,100円	1,600円	
	大	全面使用	2,500円	3,400円	5,000円

	会議室	2分の1 面使用	1,300円	1,700円	2,500円
	小会議室		1,200円	1,600円	2,400円
	大広間		4,100円	5,400円	8,200円
	和室		1,200円	1,600円	2,400円
	料理教室		1,200円	1,600円	2,400円
尼崎市立大 庄北生涯学 習プラザ	ホール		9,600円	12,800円	19,200円
	学習室		900円	1,200円	1,800円
	大会 議室	全面使用	3,100円	4,200円	6,200円
		2分の1 面使用	1,500円	2,100円	3,100円
	小会議室		1,500円	2,100円	3,100円
	和室		900円	1,200円	1,800円
	実習室		1,800円	2,500円	3,700円
	音楽室		1,600円	2,100円	3,200円
尼崎市立大 庄南生涯学 習プラザ	ホール		3,180円	4,320円	5,460円
	学習室		660円	1,140円	1,500円
	小学習室		540円	960円	1,080円
	和室		660円	1,140円	1,500円
	実習室		1,200円	1,740円	2,580円
尼崎市立立 花北生涯学 習プラザ	ホール		3,180円	4,320円	5,460円
	学習室		660円	1,140円	1,500円
	和室		660円	1,140円	1,500円
	実習室		1,200円	1,740円	2,580円
尼崎市立立 花南生涯学 習プラザ	ホール		9,000円	11,900円	18,000円
	教室		800円	1,100円	1,600円
	大 会	全面使用	2,500円	3,400円	5,000円
		3分の1	900円	1,200円	1,700円

	議室	面使用			
	小	会 議 室	1,200 円	1,600 円	2,400 円
	大	全面使用	4,100 円	5,400 円	8,200 円
	広	2 分の 1			
	間	面使用	2,100 円	2,700 円	4,100 円
	茶	室	1,000 円	1,200 円	1,900 円
	料	理 教 室	1,200 円	1,600 円	2,400 円
尼崎市立武庫東生涯学習プラザ	ホ	ー ル	3,180 円	4,320 円	5,460 円
	学	習 室	660 円	1,140 円	1,500 円
	小	学 習 室	540 円	960 円	1,080 円
	和	室	660 円	1,140 円	1,500 円
	実	習 室	1,200 円	1,740 円	2,580 円
尼崎市立武庫西生涯学習プラザ	ホ	ー ル	12,900 円	17,100 円	25,800 円
	教	室 1	1,000 円	1,400 円	2,000 円
	教	室 2	800 円	1,200 円	1,700 円
	大	会 議 室	3,100 円	4,200 円	6,200 円
	小	会 議 室	1,500 円	2,100 円	3,100 円
	大	大 広 間 1			
	広	及 び 大 広			
		間 2 の 使	2,000 円	2,700 円	4,100 円
		用			
	間	大 広 間 1	1,200 円	1,600 円	2,400 円
	の 使 用				
	大 広 間 2	800 円	1,100 円	1,700 円	
	の 使 用				
	和	室	800 円	1,100 円	1,700 円
	料	理 教 室	1,800 円	2,500 円	3,700 円
	音	楽 室	3,100 円	4,200 円	6,300 円

尼崎市立園 田東生涯学 習プラザ	ホ ー ル		9,000 円	11,900 円	18,000 円
	教 室		800 円	1,100 円	1,600 円
	大 会 議 室	全 面 使 用	2,500 円	3,400 円	5,000 円
		2 分 の 1 面 使 用	1,300 円	1,700 円	2,500 円
	小 会 議 室		1,200 円	1,600 円	2,400 円
	大 広 間	全 面 使 用	4,100 円	5,400 円	8,200 円
		2 分 の 1 面 使 用	2,100 円	2,700 円	4,100 円
	茶 室		1,000 円	1,200 円	1,900 円
尼崎市立園 田西生涯学 習プラザ	ホ ー ル		3,180 円	4,320 円	5,460 円
	学 習 室		660 円	1,140 円	1,500 円
	和 室		660 円	1,140 円	1,500 円
	実 習 室		1,200 円	1,740 円	2,580 円

摘要

- 1 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人等にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 2 営利活動を目的として利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額（摘要1に規定する場合にあつては、摘要1の規定により算定された額）に100分の200を乗じて得た額とする。

（説 明）

尼崎市立生涯学習プラザを設置するため、条例制定が必要であるこ

とから、本案を提出する。

議案第 72 号

尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について

尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 6 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例

尼崎市指定管理者選定委員会条例（平成 25 年尼崎市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 24 項を第 30 項とし、第 9 項から第 23 項までを 6 項ずつ繰り下げ、第 8 項の次に次の 6 項を加える。

9 尼崎市立中央北生涯学習プラザ（以下「中央北生涯学習プラザ」という。）

10 尼崎市立小田北生涯学習プラザ及び尼崎市立小田南生涯学習プラザ（以下「小田生涯学習プラザ」という。）

11 尼崎市立大庄北生涯学習プラザ及び尼崎市立大庄南生涯学習プラザ（以下「大庄生涯学習プラザ」という。）

12 尼崎市立立花北生涯学習プラザ及び尼崎市立立花南生涯学習プラザ（以下「立花生涯学習プラザ」という。）

13 尼崎市立武庫東生涯学習プラザ及び尼崎市立武庫西生涯学習プラザ（以下「武庫生涯学習プラザ」という。）

14 尼崎市立園田東生涯学習プラザ及び尼崎市立園田西生涯学習プラザ（以下「園田生涯学習プラザ」という。）

別表第 1 備考中「第 13 項、第 14 項、第 17 項、第 18 項、第 20 項及び第 22 項」を「第 10 項から第 14 項まで、第 19 項、第 20 項、第 23 項、第 24 項、第 26 項及び第 28 項」に改める。

別表第 2 中第 16 項を第 18 項とし、第 4 項から第 15 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 3 項の次に次の 2 項を加える。

4 中央北生涯学習プラザ、小田生涯学習プラザ及び大庄生涯学習プラ

ザ

5 立花生涯学習プラザ、武庫生涯学習プラザ及び園田生涯学習プラザ別表第2備考中「、第8項、第11項、第12項及び第14項」を「から第5項まで、第10項、第13項、第14項及び第16項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

尼崎市立生涯学習プラザについて、公募による指定管理者を選定するに当たり、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 73 号

尼崎市役所支所設置条例を廃止する条例について

尼崎市役所支所設置条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成 30 年 6 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市役所支所設置条例を廃止する条例

尼崎市役所支所設置条例（平成 17 年尼崎市条例第 51 号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

尼崎市立生涯学習プラザの設置等に伴い、条例を廃止するため、本案を提出する。

議案第74号

尼崎市塚口北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について

尼崎市塚口北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を次のように制定する。

平成30年6月5日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市塚口北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(この条例の目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、平成30年尼崎市告示第75号に定める塚口北地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域（以下「適用区域」という。）内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(地区の区分及び名称)

第2条 この条例における適用区域内の地区の区分及び名称は、地区計画に定めるところによる。

(建築物の用途)

第3条 適用区域（A地区に限る。）内においては、法別表第2（い）項第5号に掲げる建築物は、建築してはならない。

2 適用区域（B地区に限る。）内においては、前項に規定する建築物及び法別表第2（は）項第5号に掲げる建築物は、建築してはならない。

3 適用区域（C地区に限る。）内においては、第1項に規定する建築物及び法別表第2（に）項第2号から第8号までに掲げる建築物は、建築してはならない。

4 前各項の規定は、次のいずれかに該当する場合においては、適用しない。

(1) この条例の施行の際現に前各項の規定に適合しない部分を有する建築物（現に建築、修繕又は模様替えの工事中の建築物を含む。）の敷地として使用されている土地の全部を当該建築物の用途と同一の用途に供する建築物の敷地として使用する場合

(2) 市長が適用区域の特性に応じた合理的な土地利用の促進を図るため特に必要があり、かつ、適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合

5 市長は、前項第2号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、尼崎市建築審査会の意見を求めなければならない。

（建築物の高さの最高限度）

第4条 適用区域（B地区に限る。）内においては、建築物の高さは、12メートル以下でなければならない。

2 適用区域（C地区に限る。）内においては、建築物の高さは、15メートル以下でなければならない。

3 前2項の規定は、この条例の施行の際現にこれらの規定に適合しない部分を有する建築物（現に建築、修繕又は模様替えの工事中の建築物を含む。）の敷地として使用されている土地の全部を建築物の敷地として使用する場合においては、適用しない。

（建築物の敷地面積の最低限度）

第5条 適用区域内においては、建築物の敷地面積は、A地区内にあつては130平方メートル以上、B地区及びC地区内にあつては100平方メートル以上でなければならない。ただし、法第53条の2第1項第2号に該当する建築物の敷地については、この限りでない。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する土地について、当該土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合においては、適用しない。

(1) この条例の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で前項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地（以下これらの土地を「既存不適格土地」という。）

(2) 既存不適格土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部
(壁面の位置の制限)

第6条 適用区域内においては、建築物（敷地面積が100平方メートル以上のものに限る。以下この条において同じ。）の外壁又はこれに代わる柱、バルコニー等（以下「外壁等」という。）の面からの距離は、道路境界線までにあつては1メートル以上、隣地境界線までにあつては50センチメートル（建築物の外壁等の部分で地盤面上10メートルを超えるものにあつては、1メートル）以上でなければならない。

2 建築物の敷地が2以上の道路に接している場合においては、一の道路境界線（すみ切り部分における道路境界線を除く。以下この項において同じ。）以外の道路境界線を隣地境界線とみなして前項の規定を適用する。

3 第1項（前項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）の規定は、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の一部の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離については、適用しない。

(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの

(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの

4 第1項の規定は、この条例の施行の際現に存する建築物（現に建築、修繕又は模様替えの工事中の建築物で同項の規定に適合しない部分を有するものを含む。以下この項において同じ。）の用途を変更する場合（当該建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えと併せて行う場合を除く。）においては、適用しない。

(建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合等の措置)

第7条 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合における第3条第1項から第3項まで又は第5条第1項の規定の適用については、当該敷地の過半が適用区域内に属するときは当該敷地の全部についてこれらの規定を適用し、当該敷地の過半が適用区域外に属するときは当該敷地の全部についてこれらの規定は適用しない。

2 建築物の敷地が適用区域内の各地区にわたる場合における第3条第1項から第3項まで又は第5条第1項の規定の適用については、当該敷地の全部について当該敷地の過半が属する地区に関する規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第8条 法第3条第2項の規定により第3条第1項から第3項まで又は第6条第1項の規定の適用を受けない建築物について規則で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合（法第3条第2項の規定により第6条第1項の規定の適用を受けない建築物にあつては、改築をする場合を除く。）においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条第1項から第3項まで又は第6条第1項の規定は、適用しない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項から第3項までの規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項又は第6条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

(3) 法第87条第2項において準用する第3条第1項から第3項までの規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第2号に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

(両罰規定)

第 11 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

(説 明)

塚口北地区地区計画の実現を図るため、建築物の制限に関する事項について、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第75号

尼崎市モーターボート競走場施設改修工事請負等事業者選定
委員会条例について

尼崎市モーターボート競走場施設改修工事請負等事業者選定委員会条例を次のように制定する。

平成30年6月5日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市モーターボート競走場施設改修工事請負等事業者選定
委員会条例

(設置)

第1条 尼崎市モーターボート競走場における施設の改修等の工事の設計業務の委託及び当該工事の請負に係る契約で尼崎市公営企業管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるものの相手方となるべき事業者（以下「請負等事業者」という。）の選定に関する事項を調査審議させるため、管理者の附属機関として、尼崎市モーターボート競走場施設改修工事請負等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他管理者が適当と認める者のうちから管理者が委嘱する。

3 委員は、請負等事業者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会 議)

第 5 条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意 見 の 聴 取 等)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委 任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施 行 期 日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招 集 の 特 例)

2 最初に招集される委員会は、第 4 条の規定にかかわらず、管理者が招集する。

(説 明)

尼崎市モーターボート競走場施設改修工事請負等事業者選定委員会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第76号

工事請負契約について

旧聖トマス大学1号館解体撤去工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成30年6月5日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 旧聖トマス大学1号館解体撤去工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市若王寺2丁目18番1号
工事概要 解体撤去工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 152,496,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市鶴町1番地 |

河本工業株式会社

代表取締役 笠 原 一 郎

(説明)

旧聖トマス大学1号館解体撤去工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
解 体	1号館及び渡り廊下解体撤去工事 鉄筋コンクリート造り 5階建て 1棟 延べ面積 約4,698平方メートル 外構解体撤去工事 樹木、花壇、フェンス等 その他解体撤去付帯工事 電気・機械設備解体撤去及び敷地整地等

議案第 77 号

旧慣による公有財産の使用権の廃止について

旧来の慣行により使用している公有財産の使用権を廃止するため、議決を求める。

平成 30 年 6 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 廃止する理由

大庄第 11 号線道路整備事業に伴う道路用地として供するため

2 使用権を廃止する財産

所在地番	地目	面積	使用部落
尼崎市西立花町 2 丁目 727 番	墓地	268.47 平方メ ートルのうち 73. 51 平方メートル	今北村

(説明)

大庄第 11 号線道路整備事業に伴う道路用地として供するに当たり、旧慣による公有財産の使用権を廃止するため、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により、本案を提出する。

議案第 78 号

市有地の売払いについて

市有地を次のとおり売払うため、議決を求める。

平成 30 年 6 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 売払いの目的 尼崎市立啓明中学校跡地の一部を住宅開発用地等として活用するため

2 売払いの市有地

所在地番	地目	面積
尼崎市大庄西町 4 丁目 4 6 番 1	学校用地	12,988.54 平方メートル

3 売払いの金額 1,263,784,942 円

4 売払いの相手方 大阪市北区芝田 1 丁目 1 番 4 号

阪急阪神不動産株式会社

代表取締役 若 林 常 夫

東京都港区芝 2 丁目 3 2 番 1 号

株式会社長谷工コーポレーション

代表取締役 辻 範 明

(説 明)

尼崎市立啓明中学校跡地の一部を売払うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本案を提出する。

議案第79号

和解について

次の抹消登記手続承諾請求控訴事件について、次のとおり和解に応じるため、議決を求める。

平成30年6月5日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 事 件 名 平成29年（ネ）第2761号抹消登記手続承諾請求控訴事件
- 2 裁 判 所 大阪高等裁判所
- 3 当 事 者 控訴人

被控訴人

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

- 4 事件の概要 市長が、別記物件目録記載の各土地（以下「本件各土地」という。）の登記名義人（以下「本件各登記名義人」という。）及びその被相続人が滞納していた固定資産税等を徴収するため、本件各土地に対して別記登記目録記載の各登記（以下「本件各差押登記」という。）の原因である差押又は参加差押（以下「本件各差押」という。）を行ったところ、控訴人は、本件各差押は本件各土地の所有権を有しない者に対して行われた無効なものであり、控訴人が本件各土地について

（以下「利害関係人」という。）から本件各登記名義人の被相続人への所有権移転登記等の抹消登記手続をすることについて被控訴人本市はこれを

承諾する義務があるとして、被控訴人に対しその承諾を求めて神戸地方裁判所尼崎支部に訴えを提起したが、平成29年10月17日控訴人の請求を棄却する旨の判決が言い渡されたため、控訴人がこれを不服として控訴したもの

5 和解条項の内容

- (1) 利害関係人は、平成31年3月31日限り、被控訴人に対し、被控訴人が本件各登記名義人に対して有する固定資産税等の債権の一部に対する第3者納付として、1億2500万円を、被控訴人が交付する納付書により持参し、又は送金して支払う。なお、利害関係人は、上記支払につき、平成30年12月31日までに履行するよう努めるものとする。
- (2) 被控訴人は、前号の規定による同号の金銭の受領と引換えに、控訴人に対し、本件各土地についてした本件各差押登記に関し、支払日における差押解除を原因とする抹消登記手続をする。ただし、登記手続費用が発生する場合は、これを被控訴人の負担とする。
- (3) 控訴人又は利害関係人は、前号の抹消登記手続の完了日に、本件各土地について、神戸地方裁判所尼崎支部平成22年(ワ)第23号所有権移転登記手続請求事件及び同庁同年(ワ)第955号仮登記抹消登記手続請求及び土地明渡等請求事件の平成23年10月14日言い渡され、既に確定した判決等に基づく抹消登記手続又は移転登記手続をする。なお、同登記手続における登記原因は、任意とし、登記手続費用は、控訴人又は利害関係人の負担とする。
- (4) 利害関係人が第1号の規定による支払をしない場合、控訴人及び利害関係人は、市長が本件各土地につき本件各差押に基づいて公売手続を行っても、被控訴人並びに同手続における入札者及び買受人等に対し、何らの異議を述べず、また、自らが本件各土地の所有者である等の主張をしない。控訴人又は利害関係人が第1号の支払の日から30日以内に前号の規定による本件各土地に係る登記手続をしない場合も同様とする。

(5) 控訴人は、その余の請求を放棄する。

(6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

別記

物 件 目 録

1 土地 1

所 在 尼崎市戸ノ内町6丁目
地 番 792番43
地 目 宅地
地 積 724.29平方メートル

2 土地 2

所 在 尼崎市戸ノ内町6丁目
地 番 771番11
地 目 宅地
地 積 600.03平方メートル

3 土地 3

所 在 尼崎市戸ノ内町6丁目
地 番 803番18
地 目 宅地
地 積 4177.22平方メートル

登 記 目 録

1 物件目録記載の土地1に係る次に掲げる登記

(1) 神戸地方法務局尼崎支局平成10年11月2日受付第32441号

原 因 平成10年11月2日参加差押

債権者 被控訴人

(2) 神戸地方法務局尼崎支局平成24年4月23日受付第9454号

原因 平成24年4月20日参加差押

債権者 被控訴人

2 物件目録記載の土地2に係る次に掲げる登記

- (1) 神戸地方法務局尼崎支局平成19年12月6日受付第28079号

原因 平成19年12月6日差押

債権者 被控訴人

- (2) 神戸地方法務局尼崎支局平成24年4月23日受付第9453号

原因 平成24年4月20日参加差押

債権者 被控訴人

3 物件目録記載の土地3に係る次に掲げる登記

- (1) 神戸地方法務局尼崎支局平成19年12月6日受付第28079号

原因 平成19年12月6日差押

債権者 被控訴人

- (2) 神戸地方法務局尼崎支局平成24年4月23日受付第9453号

原因 平成24年4月20日参加差押

債権者 被控訴人

(説明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。

議案第 80 号

工事請負契約について

弥生ヶ丘斎場火葬炉設備増設工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 30 年 6 月 5 日 提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 弥生ヶ丘斎場火葬炉設備増設工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市弥生ヶ丘町 1 番 1 号
工事概要 火葬炉設備増設工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 1 6 8 , 4 8 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 富山市奥田新町 1 2 番 3 号
株式会社宮本工業所
代表取締役 宮 本 芳 樹 |

(説 明)

弥生ヶ丘斎場火葬炉設備増設工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容	
タイル・ れんが・ ブロック	火葬炉設備増設工事	
	設置炉数	火葬炉 2 基
	燃焼設備工事	一式
	通風設備工事	一式
	排ガス冷却設備工事	一式
	排ガス処理設備工事	一式
	電気計装設備工事	一式
	その他付帯設備工事	一式

議案第 8 1 号

工事請負契約の変更について

大庄支所・地区会館複合施設新築工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 3 0 年 6 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的 | 大庄支所・地区会館複合施設新築工事請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市大島 3 丁目 1 5 3 番地の 4
工事概要 新築工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 変更後の契約金額 | 6 3 1 , 1 1 3 , 1 2 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市玄番南之町 4 番地
株式会社柄谷工務店
代表取締役 柄 谷 順 一 郎 |

(説 明)

平成 2 9 年 1 0 月 1 2 日に議決された大庄支所・地区会館複合施設新築工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
建 築	大庄支所・地区会館複合施設新築工事
	鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟
	延べ面積 2,413.55平方メートル
	付属棟
	鉄筋コンクリート造り 平屋建て 1棟
	延べ面積 63.01平方メートル
	駐輪場
	アルミ製 平屋建て 2棟
	延べ面積 69.08平方メートル
	外構工事 植栽工事 今回変更内容 地中障害物の処分等

II 変更前契約

- 1 契約の目的 大庄支所・地区会館複合施設新築工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市大島3丁目153番地の4
工事概要 新築工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 620,784,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市玄番南之町4番地
株式会社柄谷工務店
代表取締役 柄 谷 順 一 郎

議案第 82 号

事業契約の変更について

市営武庫 3 住宅第 1 期建替事業契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 30 年 6 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的 | 市営武庫 3 住宅第 1 期建替事業契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 事業場所 尼崎市武庫之荘 8 丁目 30 番 1 号ほか
尼崎市蓬川町 302 番地の 17
事業概要 市営時友住宅の建替及び（仮称）蓬川第 2 住宅の建設（関連する公共施設の整備を含む）並びに入居者移転支援業務 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 5, 494, 834, 400 円 |
| 4 | 変更後の契約期間 | 平成 26 年 10 月 8 日から平成 31 年 3 月 31 日まで |
| 5 | 契約の相手方 | 株式会社柄谷工務店、宮崎建設株式会社、株式会社吉川組、株式会社市浦ハウジング & プランニング大阪支店、株式会社アクロスコーポレイション及び株式会社セノオ商会を構成企業とするグループ
代表企業 尼崎市玄番南之町 4 番地
株式会社柄谷工務店
代表取締役 柄 谷 順 一 郎 |

(説明)

平成26年10月3日に議決された市営武庫3住宅第1期建替事業の変更に伴う事業契約の変更契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、本案を提出する。

(参考)

I 事業概要

内	容
市営時友住宅の建替及び(仮称)蓬川第2住宅の建設(関連する公共施設の整備を含む)並びに入居者移転支援業務 今回変更内容 時友住宅10号棟及び付属ポンプ室1棟の外壁仕上げ材等のアスベスト含有建材の除去工事の増工	

II 変更前契約

- 1 契約の目的 市営武庫3住宅第1期建替事業の実施のため
- 2 契約の内容 事業場所 尼崎市武庫之荘8丁目30番1号ほか
尼崎市蓬川町302番地の17
事業概要 市営時友住宅の建替及び(仮称)蓬川第2住宅の建設(関連する公共施設の整備を含む)並びに入居者移転支援業務
- 3 契約の方法 一般競争入札(総合評価)
- 4 契約の金額 5,353,030,400円
- 5 契約の期間 平成26年10月8日から平成31年1月31日まで
- 6 契約の相手方 株式会社柄谷工務店、宮崎建設株式会社、株式会社吉川組、株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店、株式会社アクロスコーポレイション

及び株式会社セノオ商会を構成企業とするグループ

代表企業 尼崎市玄番南之町4番地

株式会社柄谷工務店

代表取締役 柄 谷 順 一 郎

議案第 83 号

工事請負契約の変更について

港橋耐震補強（その 1）工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 30 年 6 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的 | 港橋耐震補強（その 1）工事請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市中浜町地内
工事概要 橋脚耐震補強工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 539,239,680 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市崇徳院 2 丁目 55 番地
株式会社鍵田組
代表取締役 鍵 田 智 嗣 |

（説 明）

港橋耐震補強（その 1）工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
土 木	橋脚耐震補強工事 施工延長 47.0m、施工幅員 12.6m 耐震補強工（鋼管杭、橋脚のコンクリート巻立て補強） 落橋防止対策工（緩衝チェーン設置、縁端拡幅、水平 分担構造設置）等 今回変更内容 鋼矢板仮締切の施工方法変更に伴う増額 掘削工の施工方法変更に伴う増額 鋼管杭の施工方法の変更に伴う増額

II 変更前契約

- 1 契約の目的 港橋耐震補強（その1）工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市中浜町地内
工事概要 橋脚耐震補強工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 458,335,800円
- 5 契約の相手方 尼崎市崇徳院2丁目55番地
株式会社鍵田組
代表取締役 鍵 田 智 嗣

議案第 84 号

物件の買入れについて

物件を次のとおり買入れるため、議決を求める。

平成 30 年 6 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 買入れの目的 消防力を強化し、人命救助等の消防活動を迅速かつ的確に行うため。
- 2 買入れの物件 救助工作車（Ⅱ型） 1 台
- 3 買入れの方法 指名競争入札
- 4 買入れの金額 129,384,000 円
- 5 買入れの相手方 大阪市淀川区西宮原 2-1-3-1401

キンパイ商事株式会社

代表取締役 松 浦 英 男

（説 明）

救助工作車（Ⅱ型）を買入れるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本案を提出する。

